

旧児童発達支援センターちよがおかの跡地活用による児童育成支援拠点事業提案公募
募集要項

令和6年8月

常滑市

— 目 次 —

第一章 募集概要	1
1 募集の名称	1
2 提案募集の趣旨	1
3 募集スケジュール	1
4 対象市有地	2
5 事務局	3
第二章 施設整備の条件等	4
1 土地の貸付条件	4
2 提案に当たっての特記事項	5
第三章 事業提案に関する事項	7
1 募集方式	7
2 事業提案資格等	7
3 事業提案の手続き	8
4 その他	11
第四章 提案書類の作成方法	12
1 事業提案書の内容	12
第五章 最優秀提案者の決定	13
1 基本的な考え方	13
2 最優秀提案者の選定方法	13
3 最優秀提案者の決定	14
4 審査結果の通知	15
第六章 契約に関する事項	16
1 覚書の締結	16
2 契約の締結	16
第七章 その他留意事項	17

第一章 募集概要

1 募集の名称

名称は、「旧児童発達支援センターちよがおかの跡地活用による児童育成支援拠点事業提案公募」とします。

2 提案募集の趣旨

令和6年4月の改正児童福祉法の施行により、こどもを取り巻く課題や個別のニーズにきめ細やかに対応した居場所を整備し必要な支援を行うことで、こどもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う「児童育成支援拠点事業」が新設されました。本市においても、第6次総合計画に掲げる「子どもが健やかに育ち、輝けるまち」の実現を目指し、誰一人取り残さない、安心安全な子育て環境の実現を図るため、児童育成支援拠点の整備及び効果的な事業実施を行う必要があります。

こうしたことから、これまで児童福祉の拠点であった旧児童発達支援センターちよがおか跡地（以下「対象市有地」という。）を民間事業者が無償で貸し付け、児童育成支援拠点を設置・運営する事業者を募集します。

事業の実施にあたり、児童育成支援拠点の施設整備・運営のほか、対象市有地を児童福祉の拠点としていくために最も適した事業者を選定するため、「常滑市プロポーザル方式実施要綱」に基づき、公募型プロポーザル方式で選定するものです。事業者は、本市から対象市有地を借用し、施設整備から運営までを行うものとします。

3 募集スケジュール

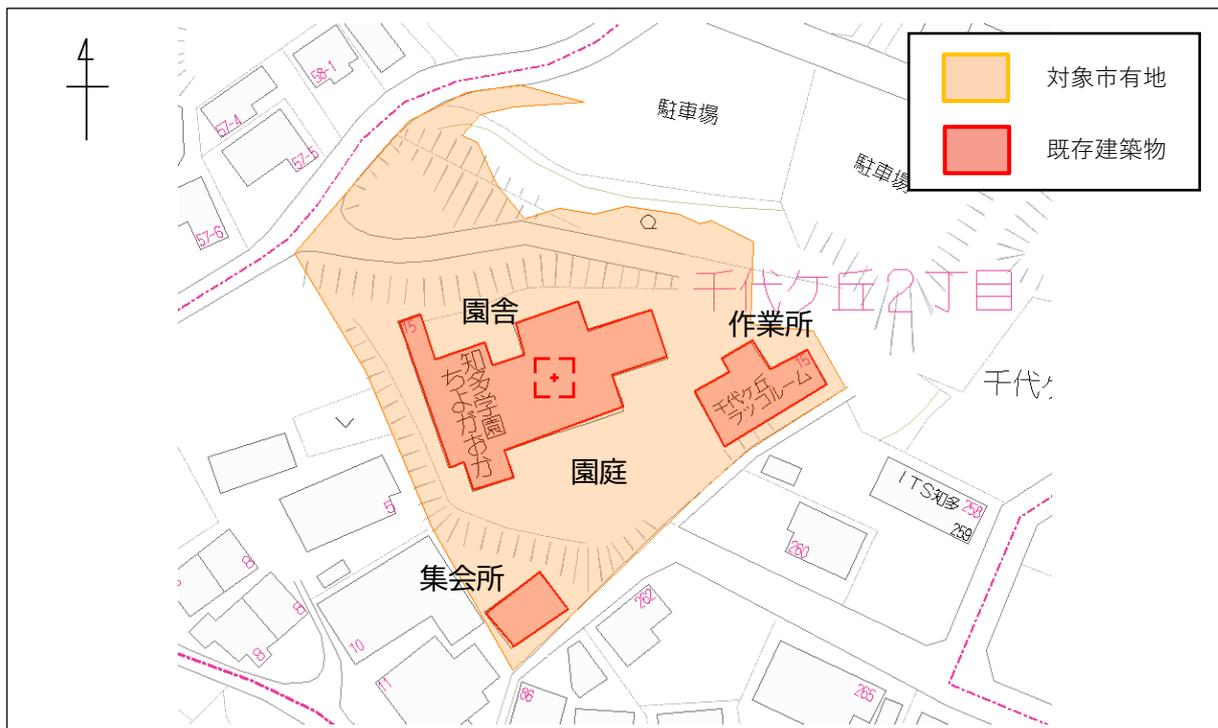
事 項	スケジュール(期日・期間・期限)
募集要項の公表、配布	令和6年8月23日(金)～
参加表明書等の提出	令和6年8月26日(月)～令和6年9月13日(金)
資料の閲覧、現地見学	令和6年8月26日(月)～令和6年9月6日(金)
質疑の受付	令和6年8月26日(月)～令和6年9月6日(金)
質疑の回答	令和6年9月11日(水)
提案書類等の提出	令和6年9月17日(火)～令和6年10月1日(火)
プレゼンテーションによる審査	令和6年10月7日(月)
審査結果通知	令和6年10月9日(水) (予定)
覚書の締結等	令和6年10月下旬
土地使用貸借契約	令和7年3月中
開発申請及び建築確認申請、工事等	土地使用貸借契約後
事業運営開始	令和8年4月1日(水)

4 対象市有地

(1) 基本情報

所在地	常滑市千代ヶ丘二丁目 15 番、16 番 1 ほか (常滑市千代ヶ丘二丁目 17 番、18 番、20 番を含む)
面積	15 番 : 974.55 m ² 、16 番 1 : 1,456.20 m ² 17 番 : 327 m ² 、18 番 : 112 m ² 、20 番 : 449 m ²
都市計画区域	市街化区域
用途地域	準工業地域
建ぺい率・容積率	60%・200%
接面道路の状況	北側 幅員約 4 m 南東側 幅員約 5 m
その他	・周辺道路との高低差あり ・一部、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)及び土砂災害警戒区域(イエローゾーン)の指定箇所あり

(2) 敷地概略図



<特記事項>

- ・対象市有地の詳細については、物件調書をご覧ください。
- ・対象市有地の既存建築物等については、令和6年度中に解体工事を行う予定です。現地見学を希望する事業者は、事前に事務局と調整をしてください。

(3) 全体スケジュール

項目	令和6年度			令和7年度			令和8年度	
	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
事業者選定	(常滑市) 事業者公募				(事業者) 土地利用開始			(事業者) 運営開始
		●事業者選定、覚書の締結						
			●土地使用貸借契約の締結					
敷地整備		(常滑市にて施工) 建物解体工事			(事業者にて施工) 建物建設工事等			

5 事務局

常滑市こども健康部子育て支援課

〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5

E-Mail : koshien@city.tokoname.lg.jp

Tel : 0569-47-6150 (直通) Fax : 0569-35-7879

第二章 施設整備の条件等

1 土地の貸付条件

(1) 用途

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的に実施する「児童育成支援拠点事業」を行うものとします。

事業の実施にあたっては、国が定める「こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日閣議決定）」の内容を踏まえ、たうえで、「児童育成支援拠点事業ガイドライン（令和6年3月策定）」の記載内容を遵守してください。

なお、公募にあたっては、対象市有地がこれまで児童福祉の拠点であったことを鑑み、児童育成支援拠点事業に加え、障がい児の通所支援・相談支援事業所や放課後児童クラブ等をはじめとした他の児童福祉サービス事業の用に供する施設の提案を期待します。

(2) 貸付料及び貸付期間

貸付料は無償とし、30年間の土地使用貸借契約を締結します。なお、事前協議により、契約期間満了後も更新することが可能です。

(3) 運営開始の時期

令和8年4月1日までに運営を開始してください。ただし、やむを得ない事情により開始時期が遅延する場合は、予め理由を付した書面にて本市の承諾を得ることが必要です。

(4) その他

- 対象市有地は、市が施工する既存建物解体工事完了後の状態での貸付とし、事業を行うために必要となる施設整備（駐車場整備をはじめとする外構工事含む）は事業者の負担において行うものとします。
- 対象市有地の利用にあたっては、本募集要項に定める用途に従い、自己で利用するものとし、第三者への権利の移転はできません。
- 本提案により建設した建築物に抵当権を設定することはできません。
- 契約期間の満了または何らかの理由により契約を解除する場合は、事業者の

責任と負担において、原則、建物を全て解体し、更地にして本市に返還するものとしします。

- 建築物の配置、景観及びデザインは、対象市有地周辺に配慮して整備するものとしします。
- 乗入口については既存のものを使用することとしします。なお、新設等を希望する場合は、それぞれの管理者と協議することとし、その費用負担は事業者が負うものとしします。
- 上水道、下水道、都市ガス、電気はそれぞれ供給区域となっていますが、受給等に必要な施設や工事については、事業者において手続き及び費用負担を行ってください。
- 雨水排水は、汚水とは別に敷地内で集水し、雨水管等に接続するなど、適切な対応をしてください。
- 建築物及びその工事に伴う騒音、悪臭、粉塵発生、交通渋滞、電波障害、日影、風害、その他近隣対策等については、周辺住民と良好な関係を保つよう、開発事業者の責任において対策を行うとともに、苦情等があった場合には、早急かつ誠実に対処してください。
- 道路管理者、交通管理者、占用事業者等と十分に事前協議を行い、施設の整備を行ってください。
- 善良な管理者の注意をもって管理するものとし、維持管理に要する費用は事業者の責任と負担により行うこととしします。
- 事業者は賠償責任保険のほか、事業運営において必要な保険に事業者の負担で加入しなければならないものとしします。

2 提案に当たっての特記事項

(1) 瑕疵担保責任について

事業者は、土地使用貸借契約締結後、対象市有地において隠れた瑕疵のあることを発見しても、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

(2) 既存の建築物・工作物の解体・撤去について

- 対象市有地に現存する建築物及び工作物等（以下「建築物等」という。）は、今後予定している解体工事により、解体・撤去します。
- 対象市有地内にはフェンスや照明ポール、電柱、アスファルト舗装等の工作物は一部残ります。
- 詳細については参加表明書提出後、資料の閲覧等により確認してください。

(3) 地下埋設物について

- 雨水・汚水最終柵のほか、敷地内に埋設されている旧浄化槽は残置します。

- その他、地下埋設物で土地利用に支障がある場合は、市と協議の上、事業者の負担により撤去してください。
- 詳細については参加表明書提出後、資料の閲覧等により確認してください。

(4) 地盤について

- 地盤等の調査は実施していません。
- 建築物を建設する際に地盤改良工事が必要となった場合は、市と協議の上、事業者の負担により実施してください。

(5) 越境物の取り扱いについて

- 越境物に関する隣接土地所有者との協議が必要となった場合は、全て事業者において行うこととします。

(6) その他

- 対象市有地は周辺道路と高低差があるため、愛知県建築基準条例 8 条（がけ附近の建築物）の規定を踏まえ、十分に留意して建築物の配置検討をしてください。
- 敷地内園庭部分には築山がありますが、解体工事の中で撤去する予定です。
- 現存する建築物等として、集会所も解体・撤去を行いますが、造成は予定していませんので、敷地内に高低差が残ります。
- 高低差を除去したうえで建築物を建設する場合は、市と協議の上、事業者の負担により実施してください。

第三章 事業提案に関する事項

1 募集方式

本件については、事業者から本事業についての事業提案（プロポーザル）を公募します。

2 事業提案資格等

(1) 事業提案資格

事業提案者は、次の要件を満たす法人とし、個人での事業提案は認めません。

- ①国内に本店を有する法人であること。
- ②自ら提案した事業を、適切に滞りなく実施できる者であること。
- ③地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ④次の申立てがなされていないこと。
 - a 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - b 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - c 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て
- ⑤参加表明書の提出日から最優秀候補者の特定の日までの期間において、「常滑市指名停止取扱要綱」による指名停止期間中でないこと。
- ⑥国税、地方税及びその他公租公課について滞納のないこと。
- ⑦「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月1日付常滑市長・常滑警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑧「常滑市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条（1）に該当する団体であること。
- ⑨参加表明書の提出の日時点で、社会福祉法第2条に規定する「第1種社会福祉事業」または「第2種社会福祉事業」を実施していること。

(2) 事業提案の制限

1つの法人が、複数の事業提案をすることはできません。

(3) 事業提案資格の喪失

次に示す事項に該当する場合、当該事業提案者は事業提案資格を失うものとします。

- ①申込みに必要な書類に虚偽の記載をしたことが明らかとなった場合
- ②受付期間内に必要な書類を提出しなかった場合
- ③本要項に違反すると認められる場合
- ④その他不正な行為を行ったと認められる場合

3 事業提案の手続き

主な手続きの流れは下表のとおりです。

手続き	内 容	期間（期限）
(1)参加表明書等の提出	提出する前日（開庁日に限る）までに事務局と調整の上、参加表明書、法人概要等を持参	令和6年8月26日(月) ～令和6年9月13日(金)
(2)資料の閲覧及び現地見学	事前に事務局と調整の上、資料閲覧及び現地見学	令和6年8月26日(月) ～令和6年9月6日(金)
(3)質疑の受付	質問事項を電子メールで送信 (質問がない場合もその旨送信)	令和6年8月26日(月) ～令和6年9月6日(金)
(4)質疑の回答	本市からの回答に対し、受領確認を電子メールで送信	令和6年9月11日(水)
(5)提案書類等の提出	提出する前日（開庁日に限る）までに事務局と調整の上、事業者申込書、事業計画書等を持参	令和6年9月17日(火) ～令和6年10月1日(火)

(1) 参加表明書等の提出

事業提案者は、参加表明書に所要事項を記入し、下記により事務局へ提出してください。

なお、参加表明書の提出は事業提案のための要件とするものであり、事業提案を義務付けるものではありません。

ア 提出書類

必要書類	作成様式等	部数
①参加表明書	様式1	1部
②法人概要書	様式2	1部
③事業実績	パンフレット等	1部
④決算書類 (直近3期分)	貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等	1部

イ 提出方法

事務局に持参し提出してください。提出する前日（開庁日に限る）までに事務局と電話で提出日時を調整してください。

ウ 受付期間

令和6年8月26日(月)～令和6年9月13日(金) 午前9時から午後5時まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

エ その他

- 参加表明書提出以降、最優秀提案者決定までは法人名等は公表しません。
- 関係書類について、不明な点は事務局にお問合わせください。

- 必要に応じて、その他の書類の提出を求める場合があります。
- 提出書類に不備等があった場合は、事務局から連絡します。

(2) 資料の閲覧及び現地見学

参加表明書を提出した事業提案者は、各種図面等の閲覧及び現地見学が可能です。

ア 閲覧及び現地見学可能期間

令和6年8月26日(月)～令和6年9月6日(金) 午前10時から午後4時まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

事前に事務局と日程を調整の上、実施してください。

イ 閲覧資料

対象市有地に所在する建物（旧児童発達支援センターちよがおか）に係る設計図面のほか、給排水設備等位置図、電気設備等位置図等が閲覧できます。

ウ 現地見学

対象市有地の現地見学をする場合には、事前に事務局との調整が必要です。

エ その他

資料の閲覧や現地見学をしなくても公募には参加できますが、この募集に係るすべての事項を了知した上で参加しているものとみなします。

(3) 質疑の受付

質疑趣旨を文書にて簡潔にまとめ、下記により事務局宛てに提出してください。なお、質問がない場合も、その旨提出してください。

ア 提出方法

質問書（様式3）に質問事項を記入の上、電子メールに添付して送信してください。

- 件名：旧児童発達支援センターちよがおかの跡地活用による児童育成支援拠点事業提案公募（質問）法人名〇〇
- E-mail：koshien@city.tokoname.lg.jp

イ 受付期間

令和6年8月26日(月)～令和6年9月6日(金)

ウ その他

質問は参加表明書等を提出した者のみ可とします。

(4) 質疑の回答

参加表明書等を提出した者全員に、全質問事項とその回答を電子メールで送信します。なお、質問事項の内容が重複している場合は、事務局で整理の上回答します。

ア 回答日

令和6年9月11日(水)

イ 回答の受領確認

回答を受領後、速やかにその旨を下記のとおり電子メールで事務局宛てに返信してください。

- 件名：旧児童発達支援センターちよがおかの跡地活用による児童育成支援拠点事業提案公募（回答受領）法人名〇〇
- E-mail：koshien@city.tokoname.lg.jp

ウ 留意事項

- 回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとします。
- 提案内容の是非、事前の審査に該当するような質問については、回答しません。
- 上記の「(3) 質疑の受付」以外の期間、方法で募集要項に関する質問があっても回答はしません。

(5) 提案書類等の提出

次の書類を下記の受付期間内に事務局へ提出してください。

ア 提出書類

提出書類	作成様式等	部数
①事業者申込書	様式4	1部
②商業登記簿謄本 (法人登記簿謄本)	発行後3か月以内のもの	1部
③定款、規約その他 これらに類する 書類	—	1部
④納税証明書 (直近年度分)	国税「法人税、消費税及び地方消費税納税証明書(その3の3)」、愛知県税の納付義務がある場合「法人県民税、法人事業税・地方法人特別税及び自動車税(種別割)の納税証明書(未納の税額のないこと用)」、愛知県税の納付義務がない場合「愛知県税の納付義務がないことの申出書(様式9)」、法人所在地の市税の滞納がないことの証明書	1部
⑤誓約書	様式5	1部
⑥提案する施設と類似する事業等の実績を示す書類	直近3年度分の事業実績(事業所数、利用者数・率、支援内容等)が分かるもの ※様式自由	6部
⑦事業提案書	第四章に従って作成してください。	6部
⑧収支計画書	令和7年度から10年間の法人収支計画	1部

※必要に応じて、その他の書類の提出を求める場合があります。

イ 提出方法

事務局に持参し提出してください。提出する前日(開庁日に限る)までに事務局と電話で提出日時を調整してください。

ウ 受付期間

令和6年9月17日(火)～令和6年10月1日(火) 午前9時から午後5時まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

(6) 事業提案の辞退

事業提案者は、参加表明書等の提出以降、事業提案の申込みを辞退する場合は、事業者申込辞退届(様式8)を令和6年9月27日(金)まで(必着)に事務局へ郵送または持参により提出してください。

4 その他

- 事業提案に要した費用は、全て事業提案者の負担とします。
- 事業提案者から事務局に提出された提案書類等は返却しません。また、提出された提案書類等の著作権は、本市に帰属するものとします。
- 受付期間以降は、事務局からの指示があった場合を除き、提案書類等の差替え及び再提出は認めません。
- 参加表明書等の提出以降、法人名、所在地、代表者及び役員に変更があったときは、速やかに事務局に届け出てください。
- 募集要項、様式等に変更がある場合は、参加表明した者全員へ電子メールによりお知らせします。ただし、事業者申込辞退届(様式8)の提出があった場合には、それ以降は当該届出をした法人にはお知らせしません。
- 提案書類作成のため事務局が提供した資料は、事務局の承諾なく他の目的で公表及び使用することを禁じます。

第四章 提案書類の作成方法

提案書類は、以下に従って作成してください。文字サイズは12ポイント以上とし、指定様式以外の様式は自由とします。

用紙は原則A4片面印刷（必要に応じてA3も可）とし、ページ番号を付したうえでA4フラットファイルにとじたものを6部作成してください。

内容は、専門知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現にまとめるとともに、見やすくなるよう作成してください。

1 事業提案書の内容

次の項目について、計画上の考え方を簡潔に示してください。

特にアピールしたい点等があれば、その点も踏まえ提案してください。資料の白黒、カラーは問いません。

なお、児童育成支援拠点のほか、他の児童福祉サービスの整備を行う予定がある場合は、それぞれ事業提案書を作成してください。

(1) 全体計画

①事業概要

施設運営の基本方針、実施日程、対象者、定員のほか、児童育成支援拠点として求められる以下の支援内容について、それぞれの実施内容を記載してください。

- (1) 安全・安心な居場所の提供 (2) 生活習慣の形成 (3) 学習の支援
- (4) 食事の提供 (5) 課外活動の提供 (6) 関係機関との連携
- (7) 保護者への情報提供、相談支援 (8) 送迎支援

②施設整備に係る資金等計画書（様式6）

施設整備に係る資金調達方法及び本体工事費、外構工事、設計監理料等の概算事業費の内訳（補助金等を受ける予定がある場合はその旨記載してください。）

③事業収支計画書（様式7）

施設運営に係る概算事業費（収入・支出）の内訳

④職員配置計画

常勤・非常勤別の人数のほか、保有資格等について記載してください。

(2) 施設整備等

- ①施設整備計画（建築物及び駐車場など敷地利用のレイアウト図面）
- ②建築概要（構造、階数、建築面積、延床面積）
- ③建物平面図
- ④施設整備のスケジュール

第五章 最優秀提案者の決定

1 基本的な考え方

最優秀提案者の決定に当たり、旧児童発達支援センターちよがおかの跡地活用による児童育成支援拠点事業提案公募審査委員会（以下「審査委員会」という。）において提案内容等を総合的に審査し、最優秀提案者を市に報告します。

2 最優秀提案者の選定方法

(1) 審査方法

常滑市が設置する審査委員会において、提案書及びプレゼンテーションの内容により総合的に審査を行い、最優秀提案者を選定します。なお、審査委員会は非公開とし、審査委員及び審査の経過や結果など審査に関する質問及び異議申し立ては一切受けないものとします。

(2) プレゼンテーション審査

①日 時：令和6年10月7日（月） 午前9時～

②場 所：常滑市役所 1階 会議室A

③説明時間：40分以内（説明20分、質疑20分）

④出席者：提案事業に関わる職員等3名以内

⑤その他：プレゼンテーションの資料は、提出された提案書の内容とし、追加資料の提出は認めません。

提出された提案書によるプレゼンテーションとしますが、スクリーン等を用いてプレゼンテーションできるものとします。なお、プロジェクター、スクリーン、電源は常滑市が用意します。

プレゼンテーションを欠席した場合は失格とし、審査及び選定の対象としません。

(3) 審査基準

審査委員会において、次表の審査項目により評価を行います。

審査項目及び配点

審査項目	評価の視点	配点
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公募の趣旨を理解した提案となっているか。国が定める事業内容を確実に実施する提案となっているか。 ・提案に具体性があり、実現性がある提案となっているか。（施設整備の方法、開所日数、開所時間など） ・実施内容が充実しており、魅力や有益性のある提案になっているか。 ・専門性を発揮し、業務を円滑かつ確実に遂行できる体制が提案されているか。また、関係機関と十分な連携を図ることができるか。 	45 点
地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源や特性、情報に精通しているか。 	10 点
事業運営の 確実性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始までのスケジュールが適切か。 ・事業実施における収支計画は妥当であり、余裕のある資金計画となっているか。 ・職員の資質・専門性の向上に向けた取組が計画されているか。 	25 点
敷地利用の 拡張性	<ul style="list-style-type: none"> ・対象市有地を有効活用した児童育成支援拠点以外の事業実施が計画されているか。 	10 点
事業に対する 意欲・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に際して意欲、熱意を持ち、積極的な事業展開が見込めるか。 ・本事業の実施に向け、これまでの事業実績（実務経験・ノウハウ）が十分なものであるか。 	10 点
合計		100 点

3 最優秀提案者の決定

- ・ 審査委員 5 人の合計得点を各事業提案者の得点（500 点満点）とし、最も得点が高い事業提案者を最優秀提案者に決定します。ただし、最も得点が高い事業提案者が複数いる場合は、審査委員 5 人で決選投票（一人一票）を行い、最も得票数の多い事業提案者を最優秀提案者とします。なお、最も得票数の多い事業提案者が複数いる場合は、同様に決選投票を行い、順位を決定します。
- ・ 審査において審査委員 5 人の合計点が 300 点に満たない提案の事業提案者は失格とします。
- ・ 提案事業者が 1 社の場合は、提案書及びプレゼンテーションの内容により総合的に判断し、審査委員 5 人の合計点が 300 点を満たせば最優秀提案者とします。
- ・ 本市の求める適当な事業提案が無い場合、最優秀提案者を該当なしとする場合があります。

4 審査結果の通知

- 全事業提案者に対して、令和6年10月9日(水)までに書面により通知します。また、最優秀提案者となった事業者の法人名等を本市のホームページにて公表します。
- 審査結果についての質問及び異議等は一切受け付けません。
- 最優秀提案者に決定された後は、原則として辞退することは認めません。やむを得ず辞退する場合は、その辞退により生じる損害等については事業者が責任を負うこととします。

第六章 契約に関する事項

1 覚書の締結

(1) 覚書の締結

最優秀提案者決定後、本市と最優秀提案者は、土地使用貸借契約の締結までに覚書を締結し、最優秀提案者は提案内容について責任を持って遂行するものとします。

(2) 覚書の内容

ア 覚書の目的

覚書は、対象市有地の跡地活用を円滑に実施するための必要な諸手続並びに本市及び最優秀提案者の義務等について定めることを目的とするものです。

イ 覚書の期間

覚書の期間は、覚書締結日から提案した施設の運営開始までとします。

ウ 提案内容の遵守

最優秀提案者は、提案内容に従って事業を行う義務があります。

エ 提案内容等の変更

法制度の変更などやむを得ない理由により提案内容を変更する必要がある場合、最優秀提案者は本市に対し提案趣旨を損なわない範囲での変更を申し入れることができます。

オ 覚書の解除

最優秀提案者が覚書の各条項に違反する事実があり、本市の勧告にも関わらずこれを是正しないときは、本市は覚書を解除することができます。

2 契約の締結

最優秀提案者と覚書を締結後、契約に係る協議を行い、「第二章 施設整備の条件等 1 土地の貸付条件」に記載のとおり、本市と最優秀提案者の間で、土地使用貸借契約を締結することとします。ただし、契約までに虚偽または不正行為などにより協議が不調となるなど、契約の締結が困難であると事務局が判断した場合には、最優秀提案者を失格とします。

契約書は、市が準備するものを使用することとします。

第七章 その他留意事項

- 本事業提案公募に応募しようとする者は、募集要項に記載された事項について十分に熟知しておいてください。
- 本事業の事業者であることにより、建築確認申請等の各種許認可申請が免除されるものではありません。また、提案した計画は事業者の責任と負担により実施すべきものであり、本市が各種許認可等にあたって特別な計らいをするものではありません。したがって、計画実施の可否については、事前に関係機関及び関係課等に十分確認した上で応募してください。
- 事業者は自らの責任において、計画や工事の内容などについて、必要に応じて周辺住民への説明を行う等、適切かつ円滑な事業実施に努めてください。また、工事に伴う騒音や振動等の問題が生じた場合は、事業者の責任において適切に対応してください。
- 募集要項に定めるもののほか、必要な事項については、本市の指示に従ってください。